

# 総務文教常任委員会

平成24年12月14日

葛城市議会

## 総務文教常任委員会

1. 開会及び閉会 平成24年12月14日（金） 午前9時30分 開会  
午前11時17分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	赤井 佐太郎
副委員長	辻村 美智子
委員	中川 佳三
〃	春木 孝祐
〃	朝岡 佐一郎
〃	西井 覚

欠席した委員 なし

4. 委員以外の出席議員

議長	寺田 惣一
議員	岡本 吉司
〃	白石 栄一

5. 委員会条例第18条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	山下 和弥
副市長	杉岡 富美雄
教育長	大西 正親
企画部長	田中 茂博
人事課長	吉村 孝博
〃 補佐	吉川 正人
〃 補佐	東 錦也
総務部長	河合 良則
総務財政課長	山本 眞義
〃 主幹	安川 誠
〃 補佐	米田 匡勝
税務課長	西村 佳代子
生活安全課長	菊江 博友
〃 補佐	門口 昌義
教育部長	中嶋 正英
教育総務課長	西川 信明

〃 補佐 高 津 和 司  
学校給食センター所長 松 田 和 男  
當麻文化会館長兼  
新庄文化会館長 伏 見 茂  
消防長 岩 井 利 光

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 寺 田 馨  
書 記 西 川 育 子  
書 記 西 川 雅 大

7. 付 議 事 件（付託議案の審査）

議第60号 葛城市実費弁償条例の一部を改正することについて

議第63号 平成24年度葛城市一般会計補正予算（第5号）の議決について

議第67号 平成24年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第2号）の議決について

調 査 案 件（所管事項の調査）

- （1）葛城市学校給食センターについて
- （2）新庄小学校附属幼稚園の建替えについて
- （3）葛城市職員採用事務に関する調査について

開 会 午前9時30分

**赤井委員長** ただいまの出席委員は6名で定足数に達しておりますので、これより総務文教常任委員会を開会いたします。

委員の皆さん、おはようございます。

本日、総務文教常任委員会を開催することとなりました。早朝よりありがとうございます。本日の議案に対しまして皆さんの質疑、理事者側においては答弁を簡単明瞭によりしくお願いしたいと思います。

委員外議員の出席、白石議員、岡本議員、よろしくお願ひいたします。

一般傍聴の申し出が2名ございます。

お諮りします。一般傍聴を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**赤井委員長** ご異議なしと認め、一般傍聴の入室を許可いたします。

(傍聴者入室)

**赤井委員長** なお、発言される場合は挙手をいただき、指名をいたしますので、必ずマイクの発言ボタンを押してから起立いただき、発言されるようお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの方は電源を切るか、マナーモードに切りかえるようお願いいたします。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました、付議事件の議事に入ります。

議第60号、葛城市実費弁償条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

部長。

**田中企画部長** 皆さんおはようございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、ただいま上程になっております、議第60号、葛城市実費弁償条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、地方自治法の一部を改正する法律が平成24年9月5日に公布されまして、地方議会制度を見直しされたことに伴います、改正でございます。

それでは、お手元に新旧対照表がございますので、これに基づきまして説明の方をさせていただきます。

改正条文の第1条は、議会運営では本会議におきましても公聴会の開催、参考人の出頭を求めることができるようになりまして、議会の調査権におきましては、議会が地方公共団体の事務の調査を行うため、選挙人その他の関係人の出頭を請求することができる場合は、特に必要があると認めるときに限ることとなったことに伴う改正でございます。

引き続きまして、第2条でございますが、一部事務組合におきまして、組合の規約で定めることによりまして、議会を構成団体の議会をもって組織することができるようになりまして、第1条の改正後の条例を準用することとする改正並びに常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の規定が1つの条にまとめられましたことに伴います、引用条文の改正でございます。

以上、これらの改正によりまして、公聴会におきます利害関係人や学識経験者、出頭する

参考人、選挙人、その他の関係人に対しまして、実費弁償を行うものでございます。

なお、第1条の規定は公布の日から、また、第2条の規定は地方自治法の一部を改正する法律附則第1条ただし書きに規定します、規定の施行の日またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行するものでございます。

よろしくご審議の方賜りますようお願いを申し上げます。

**赤井委員長** ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**赤井委員長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**赤井委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第60号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**赤井委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第60号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第63号、平成24年度葛城市一般会計補正予算（第5号）の議決についてを議題といたします。

なお、本案につきましては分割付託をされておりますので、本委員会の関係部分につき、提案者の内容説明を求めます。

部長。

**河合総務部長** おはようございます。

それでは、ただいま上程になっております、議第63号、平成24年度葛城市一般会計補正予算（第5号）につきまして、ご説明を申し上げたいと思います。

補正予算書の1ページをお願いいたします。平成24年度の葛城市一般会計補正予算（第5号）についてでございます。全体といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億362万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ160億824万円とするものでございます。また、第2条では繰越明許費の設定をお願いするものでございます。また、第3条では地方債の補正をお願いするものでございます。分割付託されておりますので、当常任委員会に付託されている部分についての説明を申し上げたいと思います。

補正予算書の6ページをお願いいたします。第2表の繰越明許費の設定でございます。教育費の幼稚園費、事業名といたしまして、新庄小学校附属幼稚園の園舎の改築事業でございます。金額といたしまして4億5,225万4,000円を設定するものでございます。

次に、第3表でございます。地方債補正でございますが、小学校の施設設備整備事業につきましては3億5,980万円、幼稚園の施設整備事業につきましては1億6,480万円をそれぞれ

追加するものでございます。

次に、合併特例事業につきましては20億70万円から補正後17億1,420万円に、また、一般廃棄物処理事業につきましては7,650万円をゼロとするものでございます。

次に、事項別明細書の10ページをお願いいたしたいと思います。歳出の事項別明細書から説明をさせていただきます。

まず、1款議会費でございます。289万7,000円の減額となっております。これにつきましては人件費の補正でございます。

次に、一般管理費でございます。173万6,000円の減額となっております。これにつきましても人件費の減額と、需用費では公用車の修繕にかかる追加となっておりますのでございます。

次に、11ページでございます。交通安全対策費でございます。40万円の追加となっております。説明欄に書いておりますように、幼児2人同乗用自転車の購入補助金の追加でございます。

次に、自治振興費でございます。114万2,000円の追加でございます。防犯灯の電気代等の追加でございます。

次に、防災行政無線管理費でございます。26万1,000円の追加となっております。これにつきましては防災行政無線にかかります、修繕料の追加でございます。

次に、税務総務費でございます。281万2,000円の減額となっております。人件費の補正でございます。

次に、賦課徴収費でございます。7万円の追加でございます。申告用に使用いたします、パソコン等のリース料となっておりますのでございます。

次に、戸籍住民基本台帳費でございます。327万4,000円の減額でございます。また、人権啓発費でございます。20万5,000円の追加でございます。いずれも人件費の補正でございます。

次に、民生費でございます。社会福祉総務費でございます。798万8,000円の減額となっております。このうちの給料、職員手当共済費と負担金補助及び交付金の退職手当負担金につきましては、人件費の補正となっております。

次に、13ページでございます。5目の老人福祉費でございます。333万2,000円のうち110万3,000円につきましては、介護保険特別会計への繰出金となっておりますのでございます。その追加でございます。

次に、児童福祉総務費でございます。79万9,000円の減額となっております。このうちの報酬、それから、給料、職員手当等、共済費、それから、退職手当の負担金につきましては人件費の補正でございます。

次に、保育所費でございます。844万4,000円の減額となっております。このうちの給料、職員手当等、共済費、退職手当負担金につきましては人件費の補正となっておりますのでございます。

次に、児童館費の5,000円の追加、6目の地域子育て支援センター事業費の4,000円の追加、

いずれも人件費の補正でございます。

次に、国民年金事務取扱費でございます。16万6,000円の減額でございます。これにつきましても人件費の補正でございます。

次に、15ページでございます。生活保護総務費でございます。11万2,000円の追加となっております。このうちの共済費につきましては人件費の補正でございます。

次に、4款の衛生費でございます。保健施設費の337万8,000円の追加、それから、環境衛生費の63万8,000円の減額、いずれも人件費の補正でございます。

次に、清掃総務費でございます。888万円の追加でございます。それから、塵芥処理費の5万1,000円の追加、それから、し尿処理費の2万円の追加、いずれも人件費の補正でございます。

次に、17ページでございます。農林商工費の農業総務費につきましては15万5,000円の追加、農地費につきましては8万3,000円の追加、団体営土地改良事業費につきましては5,000円の追加、それから、商工振興費につきましては69万7,000円の追加、観光費につきましては7万7,000円の追加、相撲館費につきましては51万3,000円の追加。いずれも人件費の補正でございます。

次に、6款の土木費でございます。土木総務費でございますが、292万2,000円の追加となっております。これも人件費の補正でございます。

次に、19ページでございます。尺土駅前周辺整備事業費でございます。43万7,000円の追加でございます。このうちの給料、職員手当等、共済費、退職手当負担金につきましては人件費の補正でございます。

次に、国鉄・坊城線整備事業費でございます。235万3,000円の減額でございます。人件費の補正でございます。

次に、地域活性化事業費でございます。119万4,000円の追加でございますが、このうち給料、職員手当等、共済費、退職手当負担金につきましては人件費の補正となっております。

次に、都市計画総務費でございます。732万1,000円の減額となっております。人件費の補正でございます。

公共下水道費でございます。100万円の追加でございます。これにつきましては下水道事業特別会計への繰出金でございます。

次に、吸収源対策公園緑地事業費でございます。23万6,000円の減額となっております。人件費の補正となっております。

次に、21ページでございます。7款の消防費の常備消防費でございます。90万4,000円の追加となっております。人件費の補正でございます。

次に、8款の教育費でございます。事務局費につきましては56万8,000円の追加となっております。人件費の補正でございます。繰出金につきましては学校給食特別会計への繰出金でございます。

次に、小学校費の学校管理費でございます。104万4,000円の減額となっております。人件費の補正でございます。

次に、中学校費の学校管理費につきましては259万1,000円の減額となっております。これも人件費の補正でございます。

次に、23ページでございます。幼稚園管理費でございます。1億3,405万7,000円の追加となっております。人件費の補正と委託料と工事請負費につきましては、新庄小学校の附属幼稚園の園舎の改築事業に係ります、工事費委託料の追加となっておりますのでございます。

次に、社会教育総務費でございます。87万8,000円の減額となっております。公民館費1万9,000円の追加となっております。コミュニティセンター管理運営費につきましては4万円の追加、これはいずれも人件費の追加でございます。

次に、文化会館費でございます。464万円の追加でございます。人件費の補正と需用費で、両文化会館の修繕料の追加、また、工事費につきましては契約差金によります減額となっておりますのでございます。

図書館費でございます。11万5,000円の追加となっております。人件費の補正でございます。

次に、歴史博物館費でございます。1万2,000円の追加でございます。人件費の補正でございます。

体育施設費につきましては457万1,000円の減額でございます。人件費の補正でございます。

次に、10款公債費でございます。元金につきましては59万4,000円の追加となっております。利率見直しによります、元金償還の追加ということでございます。

次に、27ページでございます。補正予算の給与費の明細書でございます。特別職につきましては比較で申し上げます。議員といたしましては報酬で225万7,000円の減額、その他といたしまして30万5,000円の減額、計で256万2,000円の減額となっております。また、期末手当でございますが、議員で80万3,000円の減額、合計で80万3,000円の減額となっております。それと、給与費の合計で、議員といたしましては306万円の減額、その他といたしまして30万5,000円の減額、合計で336万5,000円の減額となっておりますのでございます。

次に、一般職についてでございます。比較で申し上げますと、職員数につきましては3名の減でございます。それから、給与費の給料でございますが、比較で1,842万4,000円の減額でございます。職員手当につきましては26万5,000円の減額、合計で1,868万9,000円の減額、共済費につきましては893万8,000円の減額となっております、合計で2,762万7,000円の減額となっておりますのでございます。

次に、事項別明細書の8ページをお願いいたします。歳入でございます。歳入につきましては13款の国庫支出金、国庫補助金の教育費国庫補助金でございまして、2,568万9,000円、これにつきましては学校施設環境改善交付金事業補助金の追加でございます。

次に、9ページでございます。17款の繰入金でございます。財政調整基金繰入金につきましては2,500万1,000円の減額となっておりますのでございます。

次に、20款の市債でございます。総務債につきましては2億8,650万円の減額、これは合併特例債の減額でございます。

それから、衛生債でございます。7,650万円の減額となっております。これにつきましては

は説明欄に書いておりますように、し尿管理施設整備事業債の減額でございます。

次に、教育債でございます。5億2,460万円を追加するものでございまして、これにつきましては小学校施設整備事業債として3億5,980万円、幼稚園施設整備事業債といたしまして1億6,480万円、いずれも緊急防災・減災事業債となっておりますところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

**赤井委員長** ただいま説明願いました、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

朝岡委員。

**朝岡委員** おはようございます。

平成24年度の一般会計補正予算で本委員会に付託をされました関係部分について、総務部長からご説明がございました。それに伴いまして、1、2点質疑をしてみたいと思います。

まず、先ほど来、ご説明ございました給与等につきましてはの減額でございますが、この時期、例年でございますと人事院の勧告等によりまして、給料の減額ということでございますが、今回については、人事異動や退職並びに産休やそういった関係での人件費の減額というふうに関き及んでおりますけれども、先ほど来、ご説明ございました、人件費の一般会計における、おおむね総額と、どの項目でどの程度減額になっているのか、職員数については当初予算の補正前でいきますと、3名の減ということで28ページの比較表でご説明ございましたが、この年度内に3人、いわゆる退職等で欠員になられている分ですね、来年度の採用についてどのようにお考えなのかということもあわせてお示しをいただきたいと思います。

もう1点、11ページの自治振興費の光熱水費の補正110万円の追加ということでございます。若干防犯灯等の電気代の追加というふうに部長はご説明がありましたけれども、詳細について、当初の光熱水費はどの程度であって、どのような理由でこの時期に補正をするのかということもあわせてご説明を求めたいと、このように思います。

以上でございます。

**赤井委員長** 課長。

**吉村人事課長** 人事課の吉村でございます。よろしくお願いいたします。

まず、人事院の勧告でございます。勧告といたしましては、最近の民間との状況でございますけれども、0.07%という格差がございます。その格差につきましては、ほぼ均衡を保っているということで、給与面におきましては、勧告はございませんでした。そのほかに勧告といたしまして、50歳代後半における給与水準の上昇を抑制するために、昇給、昇格制の見直しをということで、55歳を超える職員は標準の勤務成績では昇給停止という勧告。もう1点、高位の号俸から昇格した場合の俸給月額を増加額を縮減という勧告がございました。しかしながら、本国会において提出が見送られたことに伴いまして、本市におきましても見送らせていただいているところでございます。

それから、人件費の主な一般会計における内容でございます。まず、一般会計におきましては、総額でマイナス3,454万5,000円の減額でございます。主な内容といたしましては、一

般職の給料面で1,842万4,000円を、職員共済費で893万8,000円を、職員手当で106万8,000円を、その他といたしまして、議員の退職による報酬あるいは職員退職手当の増減等を考慮いたしまして、611万5,000円の減額でございます。

それから、職員の採用につきましては、来年度の採用につきましては、保育士2名、消防職2名程度、そして、幼稚園教諭2名ということで募集を行わせていただきました。一般職の採用につきましては、現在の職員の状況等あるいは業務等の進捗状況等を考慮いたしまして、一般職の採用は見送らせていただきました。

以上でございます。

**赤井委員長** 課長。

**菊江生活安全課長** 生活安全課の菊江でございます。よろしくお願いたします。ただいまの朝岡委員からの、街灯電気代の増額補正等についての説明を申し上げたいと思います。

当初、街灯の予算といたしましては1,425万9,000円を見込んでおりました。市内には現在、4,147件、球数にしまして約4,500灯の街灯が設置されております。4月から9月までの月々の街灯代金の支払合計が754万9,352円となりまして、月当たりの平均支払額につきましては、125万8,226円となります。その中でも燃料調整費という制度がございまして、その制度によりまして、本来見込んでおりました街灯料金が高くなって請求されております。一番高かった月につきましては8月の129万1,514円、また、一番安く請求された月で123万4,930円ございました。その月の格差といたしましては5万6,584円ということで、かなり変動がございました。そうしたことから、10月以降の電気料金の支払平均額といたしまして、燃料調整費を見込みまして、130万円と設定させていただいたところでございます。そうしましたことから、見込み額といたしまして、残り780万円の支払いが生じてまいりますので、1,534万9,352円、平成24年度において電気料がかかるということになりました。そうしたことから、当初、1,425万9,000円、マイナスの見込み額1,534万9,350円を引きますと、109万352円が不足するということが見込まれますので、そうしたことから、このたび110万円の補正をお願いいたしましたところでございます。

以上で報告を終わります。

**赤井委員長** 課長。

**吉村人事課長** 人事課の吉村でございます。

先ほどの朝岡委員の質問の中で、職員3名の減という内容でございます。1名につきましては新規採用職員の減でございます。もう2名につきましては市費講師2名分、合わせて3名の減ということでございます。

**赤井委員長** 朝岡委員。

**朝岡委員** 詳しくご説明をいただきましてありがとうございます。

人件費につきましては、おおむね全体で一般会計における減額は3,400万円ということでございました。人事院勧告の見送りといいますか、国会への提出がなかったというようなことで、それについての影響はないということでございました。採用については、本年度は6人ですね、はい。今、最後におっしゃったように、新規採用職員がさまざまな事情で1人退

職をされているというようなことで、やはり集中改革プラン等でお示しをされた職員数は349名ですか、たしか三百四十八、九でしたね。いずれにしても、これを保ちながら、その採用計画に乗って、これからも採用されるということでございますが、こうして年度内で増員、職員がさまざまな理由でやめていかれる等々で、職員の皆さんのいわゆる仕事の内容というのかなりボリュームもふえている箇所も多く見受けられると思いますしね。職員の採用については、さまざま行革の委員会等でもこれからもご審議をされると思いますけれども、適材適所の人員配置と、それと、膨大な事務文書をさまざまな担当課で抱えておられる。また、新市建設計画等に基づく多くの事業を定められた年次に完了すると。そういったことからすると、一般職の採用も今後、再度検討をいただくことが必要ではないかなと、このように思いますので、十分その辺は次の予算等で少しまたよく理事者と検討いただきながら、その採用についても見直していただきたい、このように思うところでございます。

街灯の件につきましては、細かくご説明いただきました。燃料調整費が値上げというんですか、金額が上がったということですが、この理由はさまざまご承知おきいただいていると思いますけども、その辺、少しお願いいたしたいと思います。

**赤井委員長** 課長。

**菊江生活安全課長** 生活安全課の菊江でございます。

燃料調整費といいますのは、燃料調整制度というものがございまして、テレビなどでも現在、原子力発電所の休止といいますか、停止状況が続く中で、火力燃料に切りかえることで、いわば発電につきましては重油を使っておるわけございまして、あくまでもこの重油といいますのは、為替によって値段が変動するのでございます。そうしたものを燃料費に付加していく、そういう制度でございまして、これは政府で認められておりまして、電力会社におきましては、その為替レートの変動によって前3カ月分を平均いたしまして、幾ら上がったか調整しまして、次の月に調整している。毎月3カ月分を調整した中で10月、11月、12月という形の中で付加されておるものでございます。

以上でございます。

**赤井委員長** 朝岡委員。

**朝岡委員** はい、ありがとうございます。

要するに、原発が今、稼働がなかなかできていないという状態の中で、その代替エネルギーが今、火力電力等に頼って、その為替の関係で、要はその調整費が各ユーザーの方に付加をされているというようなことで、今回、110万円の補正をされているということは、これは今、マスコミ等でそういったことを含めて今後も電気代が値上げをされるという報道をされている中で、当初の平成24年度では1,425万9,000円でしたか、これがいわゆる市内街灯の約4,500灯の電気代だということで、先ほど菊江課長にご説明いただきましたが、これ、値上げをするということになると、当初のまた予算もこの金額がその分上がってくるわけですね。この防犯灯というのは、例年、新規設置も含めて数が、今、特に大字の方でのご負担もいろいろな経過の中で2分の1の補助をしたりとかで、すごく地域にとってはそういう補助事業を策定いただいているおかげで、大字間の防犯灯も含めて数がふえていくという中で、

数がふえて、まちが明るくなることは大変いいことなんですけども、反対に電気代がかさんでくると。こういった現象をこれから行政としても、では、どう対策を講じていくのかということも考えていくべきではないかな。その点ちょっと何かお考えがあれば、お示しをいただきたい。私はやはりLEDにどんどん電灯の電球をかえていくというようなことも必要やと思いますし、この庁舎のどこにあるんですかね、太陽光で防犯灯自体のその供給電力の考え方を少し変えてみるとか、いろいろあると思うんですけども、その点、どのようにこれからね、電気代の件の抑制も含めて。ただし、まちを明るくするということが大前提でございますので、どのようにお考えいただいているか、菊江課長、じゃ、うなずいてはるので、ご答弁をいただきたいと。

**赤井委員長** 課長。

**菊江生活安全課長** 生活安全課、菊江でございます。

ただいまの朝岡委員のご質問でございますが、市におきましては、できるだけ、先ほどおっしゃいましたLED灯、これにかえていただけるように区長会及び市窓口におきまして、お願いにまいられたときにご説明を申し上げておるところでございます。このLED灯につきましては、当然のごとく、20W以下でございましたら、蛍光灯と同じ料金でできまして、低料金でいけると。また、管理面につきましても約10年間は球がえの必要がない、そういうことから、大字の管理負担も軽減するということで、課といたしましても区長会におきましてもお願いをさせていただいております、刻々と自動的にLED灯に変わっていった地域がございます。そうしたことで、今後、LED灯に切りかえていく見込みが立っていくかと思うわけでございますが、そういうふうになりますと、電気料金の料金につきましても何ぼかは軽減されるものと、このように推察しておるところでございますので、よろしく願いいたします。

**赤井委員長** 朝岡委員。

**朝岡委員** LED灯にどんどん大字のご協力をもってかえていく、それによって電力が低下をする、また、維持管理も非常に長く保つと、こういうことでございました。ぜひ、これについてはどんどん補助の策定いただいたことも含めて進めていただきたい。これ、當麻の白鳳灯ありますよね。これはやはりそういう、今おっしゃっているようなことは可能なんでしょうか。僕はちょっとその辺の設備がわからないんですが。

**赤井委員長** 課長。

**菊江生活安全課長** 生活安全課、菊江でございます。

ただいまの白鳳灯の件でございますけれども、大字當麻区長様等にもご相談をさせていただいておりますのでございまして、白鳳灯の基数といたしましては約600灯ぐらい旧當麻町及び疋田地区の一部に設置されておるところでございます。白鳳灯につきましては、100Wという水銀灯でございまして、実質的にはいろんな専門的に申しますと、高力率とか低力率というのがございまして、その力率が、例えば20Wアップしまして、実際は100Wプラス20Wの100W超で200Wの、まあ、例えば電気がついておることになっておるわけでございます。そうしたことから、非常に電気料も高うございます。そうしたことで、いろいろな

ご相談もさせていただいておる中で、できることであればLED灯ということも課としては提案させていただいておるんですが、やっぱり、まあ、言うたら、花と文化財の旧の當麻町の歴史街道ということで、白鳳灯というものは當麻の参道についても区長様の方から残していきたいというような要望もあることは聞いております。

以上でございます。

**赤井委員長** 朝岡委員。

**朝岡委員** いろいろ議論があろうかと思うんです。当然、私もその地域にも住んでいますから、当然、この白鳳灯を設置されたときからね、これについては非常にある意味、旧當麻地域のシンボリックな存在でもありますので、これをいわゆる球さえかえたらええという、そういうものはありませんでしょうから、非常にこれは議論がこれからも進んでいくことだろうと思えますけども、ただ、反面、今言う電気料金が上がっていく、日本全体で考えていかないかん、こういう話の中で、600灯あるその水銀灯の白鳳灯を、これからどのように維持管理していく中で、お互いに協力をしていくのかということ、しっかりと区長会さん等でさまざまな意見を聞いていただきながら、葛城市としても今後こうしていきたいという話は進めていただかないといかんと思えますし、その以外の地域のLED灯についてもできる限りそういうことをどんどんお伝えいただきながら、各区の今ついている防犯灯の、これは多少機具もかえなあかんのでしょうかけども、比較的lowコストで、そのうちの2分の1はご負担をいただくわけでしょうかけども、ぜひともそれも啓発をこれからどんどんしていただきながら、この来るべき電気料金の値上げに対してもしっかりと、行政としてもこのまちの防犯の一部となる防犯灯のこの光熱水費の抑制に努めていただきたい、このように思うところでございます。

僕の方からは以上でございます。

**赤井委員長** ほかに。

課長。

**吉村人事課長** 人事課の吉村でございます。

先ほどの職員採用の人数で、私の答弁の中で、消防士2名と申し上げましたが、2名程度でございますので、訂正させていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

**赤井委員長** はい、ほかに。

春木委員。

**春木委員** 1つは、今、電気代云々の問題が議論されましたので、関連にもなると思うんですけども、いわゆる夏、かなり節電、節電ということでされていたと思えますし、葛城市の全体としての光熱費というのは一体どんなふうになっていて、そういう意味では、ここではまだ補正という格好では上がってないのでしょうか、ちょっともし間違っていたら、訂正してください。その辺の動きというのはどんなふうに関後、葛城市全体で使っている、葛城市というか、庁舎として使っている電気代の動向とか、どんなふうに見ておられるのか。たしか関電が電気代値上げを申請しているんだけど、それについては若干さまざまな問題があって、そのまま認可されたということではないようにも、ごめんなさいね、不正確かもわかりませんが、

そういう認識も一方でしていると思いますから、若干その辺をご説明いただきたい。これは関連としての話でございます。

それから、今ご提案にあった中身の問題として1つ。繰越明許費、教育費で幼稚園費ということで挙げられているんですが、この幼稚園の建設に当たっては、さまざまな当初計画よりも若干ずれ込まざるを得ないという事情があったというふうには認識しているんですが、ご説明をいただければというふうに思います。

それから、もう1点、これもちょっと僕、よくわからない面があるんですが、第3表の地方債補正ということで、合併特例事業の限度額、それから、一般廃棄物処理事業の限度額というところが減額変更になっていると思うんですけど、多分、関連して9ページの20款市債のところの変更と関連しているんじゃないかとも思うんですけども、そのあたりのところを少しわかりやすく説明をいただければというふうに思います。

以上です。

**赤井委員長** 課長。

**西川教育総務課長** 教育総務課の西川でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの繰越明許の説明でございますけれども、繰越明許につきましては、12月に行わせてもらうということになっておりますけれども、新庄幼稚園のこれからの予定なんですけれども、入札公告になり、3月議会の議決ということになります。工事期間は約1年間を想定しておりますので、12月に繰越明許を行わない場合においては、契約期間であり、契約公告の期間を平成25年3月31日までしかとることができませんので、今回、繰越明許を行いまして、設定をさせていただいた場合、翌年度の平成26年3月までの支出を前提とした契約が可能となってきますので、平成26年3月末までにわたる工事期間をとることができるということで、本12月議会での新庄幼稚園園舎の繰越明許の設定をお願いしているところであります。

**赤井委員長** 課長。

**山本総務財政課長** 総務財政課の山本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

地方債補正の内容でございます。今回の補正に至りましては、総務債、また、衛生債、教育債などで補正をかけておるわけでございます。1つは、より有利な起債の組みかえ、これをさせていただいておるわけでございます。まず、衛生債では当初予算、し尿の中継地の整備事業に至りまして、一般廃棄物の処理事業債、充当率は75%で交付税算入ゼロと、こういう内容でございました。こちらにつきまして、今回、県の方ともいろいろ協議を重ねてまいりました。し尿の中継地につきましては、新市建設計画の中で、し尿処理については収集処理体制の適正な維持管理に努めますと、こういうふうにも新市建設計画でうたわれており、当該の今回の事業につきましては、この収集処理体制の適正な維持管理を行っていく上で必要不可欠な事業という認識のもとに、県ともこの協議を重ねてまいりまして、今回、同意を得る経緯となったことによります一般廃棄物の処理事業債では減額させていただいて、合併特例債の方に組みかえをさせていただくと、こういう内容でございます。

また、現在、合併特例債当初予算で新庄小学校と磐城小学校、それと、新庄小学校附属幼稚園を合併特例債で見込んでおります、合計5億1,820万円でございますが、こちらにつき

ましては、平成24年度に入りまして、国の方の地方債の同意等の基準が示されたわけでございます。こちらにつきましても、県との協議を重ねる中で、県の方からより有利な起債が今回示されておるといことでございます。内容的には緊急防災・減災事業債でございます。合併特例債が95%の70%がそのうち交付税算入になる、これに対して緊急防災・減災事業債については補助で100%の80%の交付税算入があると、こういこと、県からもより有利な方に進められてはどうかと、こうい推し進めもあり、今回、先ほど申しました新庄小学校、また磐城小学校、それと、新庄小学校の附属幼稚園、この3つの事業に係ります合併特例債を減額させていただきます、新たに教育債といたしまして、緊急防災・減災事業債、合わせまして5億2,460万円を組みかえると、こうい内容でございます。

以上でございます。

**赤井委員長** 部長。

**河合総務部長** 総務部の河合でございます。春木委員の光熱費の関係でございますけども、手元に今、持ち合わせておりますのは庁舎の分だけの比較でございます。平成22年度が1,735万4,000円ということございまして、平成23年度が1,664万7,000円となっております、平成24年度は今、半期でございますが、830万円の支出を行っているというような状況でございます。ほかの施設につきましては、ちょっと今手元にはございせんので、庁舎の分だけを申し上げたわけでございますけども、いずれにしましても、この分につきましては空調関係が大きく左右するわけございまして、夏場また冬場につきましては、空調の関係は温度設定をやっておりますので、その点におきまして、大きく変動はないのかなというい思いはいたしておるわけでございますので、ご理解いただきたいなと思ひます。

**赤井委員長** 春木委員。

**春木委員** はい、ご丁寧な説明ありがとうございました。合併特例債でも、より有利なそういう起債もあると。特に防災関係で出てきたということ、そういうのは少しびっくりしているところ。

はい、ありがとうございました。

**赤井委員長** はい、ほかに。

中川委員。

**中川委員** それから、予算書の11ページ、総務費7目の交通安全対策費と11目防災行政無線管理費、この2点をちょっとお聞きしたいんです。

まず最初に、7目の交通安全対策費、19節負担金補助及び交付金の中の幼児2人同乗用自転車購入補助金、これは一応当初、たしか80万円の予算を組まれて、その約2分の1に当たる40万円、これを今回、補正上げられたら1.5倍になるわけですけど、できましたら、今現在の台数と今後見込みの台数、これわかりましたら、ちょっと教えてください。

**赤井委員長** 課長。

**菊江生活安全課長** 生活安全課の菊江でございます。

ただいま中川委員のご質問でございますが、この幼児2人同乗用自転車の補助制度につきましては、平成22年度からさせていただいております、平成22年度では、当初予算40万円

で36万8,600円を補助させていただきました。平均で1台当たり3万717円で、平成23年度におきましては、当初予算が40万円から補正をお願いいたしまして、余りにも市民のそうした対象者の皆様からの要望が多くございまして、60万円の補正をさせていただきます、100万円という形で当時30台の補助をさせていただきました。補助の支出額といたしましては94万7,600円でございます、平均3万587円でございます。

平成24年度につきましては、当初予算を60万円ということで設定しておりましたが、9月末現在におきまして、18件の申し出がございました。そうしたことから、支出額が58万4,700円、平均3万2,483円となりまして、その後におきましても、窓口の方へ補助をお願いしたいということでお見えになる方が多数おられましたので、これから、前年と同じく平成23年度に合わせまして同額の予算をお願いいたしまして、市民の要望におこたえできるように事務を進めなくてはならないということから、このたび、補正をお願いしたところでございます。

よろしくお願ひしたいと思います。

**赤井委員長** 中川委員。

**中川委員** ありがとうございます。ちょっと先ほど私、言い間違えたみたいで、当初予算60万円ですね、申しわけございません。

これでね、今、課長の方からご答弁いただきましたんけど、平成22年度から始められて、人気あるというのか、必要性が高まってきていると、それによれば、もうこれから新年度予算にまた入っていくわけですけど、それらを見込んで毎年補正を組むよりも、この必要性のあるもの、市民が要求しておられると思われるもの、これについては、減額補正してもいいぐらいある程度見込んでもらって、交通安全という意味の対策、この予算を組んでいただきたいというのが要望でございます。今後のまたこの関係の部分で、まちにおいて幼児2人同乗用の自転車がよく見かけるなあと、市の方は予算ももってくれてんねんと、交通安全、子どもの育成に対して力を入れてくれとんねんという声が出てくるように、お願ひしたいと思います。そういうことで、7目交通安全対策費よろしくお願ひしときます。

次の11目の防災無線の関係、この需用費の扱い、これ、内容についてお聞きたいです。

**赤井委員長** 課長。

**菊江生活安全課長** 生活安全課、菊江でございます。

防災行政無線につきましてご説明をさせていただきたいと思います。防災行政無線につきましては旧當麻町の放送施設でございます、親局の屋外制御主装置というのが當麻庁舎の2階に設置されておまして、また、子機といたしまして地区遠隔制御器、また、各大字の公民館、区長宅等に設置されておますが、機器の劣化によるバッテリーの充電不足や、また、受信盤のそのコンデンサ、電気器具にはコンデンサがございますすねんけども、そのコンデンサの劣化によりまして、當麻庁舎から配信する電波が屋外受信機、受信局でございます地区遠隔制御器に送れない、送りにくい、こういうトラブルが生じておるところでございます。こうしたことから、これらの機器の修繕料といたしまして26万400円を必要となりましたので、このたびお願ひするものでございます。よろしくお願ひいたします。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 ありがとうございます。これ、今、課長の方から無線の地区遠隔制御装置ですかね、これの補修ということなんですけど、これ市内に4カ所でしたか、3カ所でしたか、そのうちのどこの分か、教えてください。

赤井委員長 課長。

菊江生活安全課長 生活安全課、菊江でございます。

このたびの修繕を要する部分といたしましては、當麻庁舎にあります親機と、當麻の第2健民グラウンドに設置しております遠隔機でございます。

以上でございます。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 ありがとうございます。

この部分で今お聞きしたのは、金額26万1,000円ということなんですけど、物が防災行政無線です。特に今、葛城市もですけど、それを含んで全国的に防災・減災が叫ばれている現状ですね。そのときに、葛城市のこの防災行政無線、これの親局のその遠隔操作というところの相手方の局、これに対して不具合が起こっているというので、ちょっと危惧する面があるんですけど、こういうものに対しての日ごろから防災や減災への構えということ、声を大きくしておっしゃっていましたが、防災訓練もこういうときにされるのもいいんですけど、実際、事が起こったときに対処できないような状態ではないんですけど、その対処できない分は補正がないから、それができないというような状態がないように、これも先ほどじゃないですけど、ある程度の経過年数を見て、耐用年数と比べ分けをして、即座に対応できる防災・減災に向けての対応ができるような体制をとってほしいんです。そのようにお願いします。答弁は別に結構です。今後、特に、先ほど言いましたように、防災・減災に関する事、これについては新年度の分のときの予算、これについても特に新規の分はそう深く言いません。例えば、洪水とか、水害とかになってきたら、特にライフライン、また、市民に危機管理、これに対する周知徹底することについては、特に重要なことだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

赤井委員長 ほかに。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第63号議案の関係部分を採決いたします。本案の関係部分を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**赤井委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第63号の関係部分は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第67号、平成24年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第2号）の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

部長。

**中嶋教育部長** 教育部長の中嶋でございます。

ただいま上程になっております議第67号、平成24年度葛城市学校給食特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

お手元の補正予算書の1ページをごらんくださいませ。こちらの第1条でございます。歳入、歳出それぞれ213万6,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,315万2,000円とするものでございます。

続きまして、事項別明細の歳出をご説明申し上げます。3ページをごらんください。学校給食総務費でございます。人件費の減額でございます。一般職員の1人分の減額でございます。それから、学校給食管理費でございます。126万4,000円の増額でございますけれども、燃料費、これは重油でございます。あと光熱水費、これは水道漏水がございまして、水道分の補正でございます。あと、その漏水の修繕料といたしまして、41万6,000円の補正をお願いいたしております。以上でございます。

次、5ページでございます。一般職の比較でございますけれども、補正後7名ということで、合計で313万5,000円の減額ということになっております。

続きまして、3ページに戻っていただきまして、歳入の繰入金でございます。一般会計繰入金で213万6,000円の減額でございます。

ご説明以上でございます。どうぞよろしくご審議をお願いいたします。

**赤井委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

中川委員。

**中川委員** 学校給食特別会計で1つ、1カ所だけお聞きしたいです。先ほど教育部長の方から説明がありました3ページ歳出、この中の学校給食管理費の中で需用費、修繕料、漏水、その漏水した分の水道料金が上の32万4,000円の光熱水費にはね返っている分もあると。これの分は原因究明できましたか。

**赤井委員長** 所長。

**松田学校給食センター所長** 給食センターの松田でございます。

漏水につきましては夏休み終わりごろに見つかりまして、漏水の箇所を調べましたところ、漏水箇所は発見できたんですが、その箇所につきましては調理場の中でございまして、ちょっと日数もかかって、すぐ修理したら、9月からの給食に支障を来すということで、冬休みに入りましたらすぐ修理させてもらうということで、修繕料を上げさせてもらいました。

以上です。

**赤井委員長** 中川委員。

**中川委員** わかりました。これを聞いたのが、本来、補正とかいったときに出てくる補正、節が1つの分で済んだらよろしいんですが、ほかに影響すると。ということは、修繕費が要る。それに伴って、水道でてますよね。一般からいったら、会計は別やからといって、しょせん公金です、使ってるのはね。その分について、先ほどおっしゃった、漏水箇所が見つかったんだけど修理ができない、その間も水道代は上がっていますよね。それと、この漏水が見つかったというその原因。聞いていることわかりますかな。なぜ漏水しているのがわかったのかというのをお聞きしたいんです。

**赤井委員長** 所長。

**松田学校給食センター所長** 給食センターの松田でございます。

調理場の中の調理器具の配管の腐食というか、経年劣化による漏水でございます。

以上です。

**赤井委員長** 中川委員。

**中川委員** わかりました。まあ一番妥当なご答弁と思います。そこで、私の経験からする1つの案なんです。これ、給食センター所長だけではなくて、各本庁、出先の公共施設の水の管理、特にライフラインの1つの水の管理なんですけど、漏水の一番わかりやすい方法、各家庭でも行えます。全ての蛇口をとめて、水を使っていないときに水道メーターが回ったら、漏水なんです、単純に。今の水、蛇口2、3センチあけただけでもメーター動きます。これがひいては2カ月に1回の検針と思うんですが、その2カ月間に20トン、何十トン、40トンと減ることないです。ふえるばかりです。これの防止にも一度、松田所長ね、機会あれば、検針が終わって10日ずつぐらいにでも、今どこにも水使っていないという状態のときに、パイロットメーターというものを一遍見てほしいんです。これについては、ほかの部署についてもちょっと庁舎管理の部門からそういう管理もしてもらいたいと。というのは、それによって1円でも少なく漏水、水の、捨てる水が減ってきますのでね。もともと自然の水ですけど、それを浄化して、費用を投入して水道水に使っているんですから、その分の費用節減にもなりますので、よろしくお願ひしたいと思います。答弁は結構です。

**赤井委員長** ほかに。

春木委員。

**春木委員** 歳出、この人件費の補正ということで、後ろの方でも1名減というお話しでしたが、数が限られた、これ、学校給食でかかわるものですね。どういふようになって、どういふ仕事をされていた人がどうなってるのか、ちょっと不思議に思うものですから、ご説明をいただきたいと。

**赤井委員長** 所長。

**松田学校給食センター所長** 給食センターの松田でございます。

この8人から7人と申しますのは、当初、8人は人事課の方で一般職の給料を給食センター予算として見ていまして、ところが実際、年度が始まったときに、平成23年度と同じ人員、職員の人員でしたので、初め見えていた8人分のうちの……。

(発言する者あり)

**松田学校給食センター所長** 1人分を減額ということなのですが。

(発言する者あり)

**赤井委員長** 課長。

**吉村人事課長** 人事課の吉村でございます。

補正前と補正後の人数の、マイナス1名の減ということでございます。当初は学校給食にかかります建築等の検討が必要ということで、給食センターの方で1名配置を予定しておりましたが、検討につきましては総務課の方で所管していただくことになりましたので、1名減になったということでございます。

以上でございます。

**春木委員** はい、わかりました。

**赤井委員長** ほかに。

(「なし」の声あり)

**赤井委員長** ほかにないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**赤井委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第67号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**赤井委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第67号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

なお、理事者の皆さん方に申し上げます。委員の方よりいろんな要望等がありましたが、これを十分考慮をされまして、今後の反映に努めてもらいたい、かように思いますので、よろしく願いいたします。

ここで、暫時休憩します。

休 憩 午前10時38分

再 開 午前10時50分

**赤井委員長** それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、総務文教常任委員会の所管事項の調査案件についてであります。

初めに、葛城市学校給食センターについてを議題といたします。本日は本件に入る前に、給食センター建設場所について、総務文教常任委員会としての受けとめ方について、委員の皆さんに統一した見解でこれからの委員会運営をさせていただきたいと思っておりますので、そのことについて、私の方から確認事項として説明をさせていただきます。

この給食センターの建設については、平成23年6月29日の委員会において、初めて議題と

して取り上げることが決定し、その後は同年8月10日の委員会において、建設予定場所として寺口1666番地1ほか2筆を計画している旨の提案を受けました。その後も給食センター建設にかかわる諸問題について議論を続けてまいりましたが、平成24年2月17日の委員会において委員から、建設場所はもう決まっているのかという意見があり、同月の23日に総務文教常任委員会協議会を開催し、当時の懸案事項であった給食センター建設に伴う都市計画マスタープラン等の計画変更の必要性について、理事者より、給食センター建設に当たり、計画を変更する必要はなく、都市計画法上の問題もないとの答弁をいただいております。

そして、3月16日の委員会において、再度、市長より、現在、検討いただいている場所に給食センターを建設することについて、この土地を建設場所に選んだ理由、経緯について説明を受けました。これに対する委員からの意見としては「建設に当たり、処理能力や安全性を確認し、慎重に進めていただきたい」といった意見や、「これまで山麓地域整備基本計画において計画されていた事業の見直しについて、地元の意見を十分に聞いた上で計画の変更を検討願いたい」といった意見、さらに、「あのような景観のいい場所に建設されるのであれば、その特性を活用をした給食センターを考えていただきたい」など、この場所での建設に対して前向きな要望や意見はございましたが、否定的なご意見はございませんでした。

それ以後、本委員会においては、理事者より事業の進捗状況について、その都度報告を受け、粛々と委員会を進めてきております。また、本年3月の予算特別委員会及び本会議においては、この土地の取得費及び測量設計委託料が計上された、平成24年度一般会計当初予算も可決されております。これらの経緯から、私といたしましては、本委員会では寺口1666番地1ほか2筆への給食センターの建設につきましては、既に委員の皆さんの了承を得ているものと判断いたしまして、これからの施設の完成に向け、委員会運営を進めさせていただきますので、ご了承願います。

それでは、本件につき、現在の事業の進捗状況について理事者より報告を願います。

西井委員。

**西井委員** 私自身、委員長がおっしゃったように、建設場所などいろんな形でいろんな論議がされていたというふうに聞き及んでいるわけでございます。また、委員長おっしゃるとおり、余り過去に戻って議決したことを再度何回もするのはちょっと不適切やと思いますが、私の場合は今、総務文教常任委員に入らせてもろて、経緯は余り、ほかから聞いているより勉強不足と怒られるかもしれませんが、いろんな形で聞かせもうてるところで、その辺の再確認を、経緯を今でなくても結構ですねんけど、この前の総務文教常任委員会で、この建設予定地が当初買わはるときに、ほかの展示場にするとか何とかいう話も聞かせてもらっていたと。ほんで、その建物を買われたときに、状況について、この前ちょっと私、聞き洩らしたんかどうか知りませんねんけど、城らしき建物ということ、委員長が先ほどおっしゃったように、過去に戻るようで申しわけないですけど、総務文教常任委員会に入っていなかったので経緯を知らせてもらいたいと、再確認をさせてもらいたいと私は思いますが、その件について質問させてもろてもよろしいでしょうか、委員長。

**赤井委員長** ちょっとまあ、それについては一応その報告を見られて、その上でまた協議会、委員会

でまた発言していただいて。

**西井委員** ほな、報告が終わってから、また若干させてもらうかもしれませんが、よろしくお願ひします。

**赤井委員長** それでは、西井委員よりきょう、今、質疑があったように、一応今までの経緯等についてご報告をしてあげてください。

(発言する者あり)

**赤井委員長** いや、今じゃなくて結構です。

それでは、本件につき、現在の事業の進捗状況について、理事者側より報告願ひます。  
部長。

**中嶋教育部長** 教育委員会の中嶋でございます。ただいま委員長からご説明いただきました建設場所につきましても、寺口1666番地1ほか2筆ということで、この建設用地につきましても、本年4月に土地開発公社から購入済みでございます。また、設計等に係る業者選定でございますけれども、建設予定地は石積み擁壁に囲まれた特殊な地形であることから、まずは土地の測量と既存建物解体の設計を行いまして、その後にセンター建築のための設計を行った方がよいということで、本年は土地の測量と既存の建物を解体するための設計を行い、当該土地を確定させてから、平成25年4月より、設計のプロポーザルを行うことといたしました。ただいまは土地測量と建物解体のための設計業者を選定中でございます。

以上でございます。

**赤井委員長** ただいま報告願ひましたが、このことについて何かご質問等ございますか。

春木委員。

**春木委員** 今はこの間の委員会から今日まで進行したという、そういう進行した中身としてのご説明ですか。前はたしか、基本的なこの給食センターを建設するに当たって、葛城市学校給食センター施設整備方針と、平成24年11月葛城市教育委員会と、こういうことで、かなりご丁寧な提案をいただいたと思うんですが、それ以後の中身として、今のお話が、土地を巡る話として追加的にご報告をいただいたと理解していいんですか。

いや、もう一度、今のお話は今年度の事業としては、土地そのものが石積みという問題もあるので、あれは解体すべき、いわゆるお城と言われるのもあるので、それをまずとりあえず整地をすると、そういうことで今やってるんだということをはっきりさせていこうということで、ご発言をいただいたということですか。

**中嶋教育部長** そうです。

(「手を挙げなさい」の声あり)

**赤井委員長** 部長。

**中嶋教育部長** 前日もプロポーザルのご説明を申し上げますときに、そういったことについてはご説明申し上げたんでございますけれども、ただいま経緯ということでございましたので、同じような重複した内容になるんですけれども、現在のところは測量と建物解体のための設計をする業者を選定中であるということで、同じ内容でございますけれども、ご報告申し上げたということでございます。

**赤井委員長** 春木委員。

**春木委員** たしか前回、委員外議員のいろんな意見もあったので、これ、協議会で委員長にお願いしたと私は理解しているんですけど、いろいろそういう問題、ご発言があった内容も含めて、過去の問題についていろいろやっぱり確認をしていただいて、現状についてというようなことをすべきじゃないんでしょうかと、その当委員会で云々という議論には、例えば土地のマスタープランとの関係であるとか等々は、当委員会としての範ちゅうを超えるのでということで、お願いをした。それに対して委員長と副委員長で、その辺、任せてくれということで、冒頭のご説明をいただいたというふうに私は理解しているんですが、それでいいんですね。

**赤井委員長** はい、それでいいと思います。

**春木委員** といいますのはね、この間説明をいただいた事柄にかかわって、それ以外のさまざまな問題もあるので、それで、いろいろとお願いしたいこともあるので、あえてちょっと確認をさせていただきます。

**赤井委員長** 私の方も副委員長も、その点は理解しておりますので、ご了解願いたいと思います。

ただいま報告願いましたことについて、ほかにご質問ございますか。

朝岡委員。

**朝岡委員** 前回の委員会から2週間ほどしかまだたっておりませんので、大きな進展はそんなにないとは思いますが、先ほどから、前回でもプロポーザル等についてのご報告、今後の状況もお話しいただいて、今回もともかくその測量が優先して、今の用地、そこに既存の建物が建っている、また、石積みのブロック、擁壁のところについても調査をすると、これもやはり測量に対して、そこをつぶすんですか、というような形の中で、いわゆる面積をしっかりと把握した上でプロポーザルをかけるということでした。これ、私のメモを見ていると、要は平成25年、来年度の4月からいよいよ公募をされるという段取りになっておいて、これ年末年始を含めて今、設計業者、いわゆる測量するための解体や石積みの件を設計をするという業者を選定してはった。そういう中で4月までの間の約3カ月から4カ月余りで、そういう公募ができる状態までできるということによろしいんでしょうかね。今、選定中ということでございますが、当然これ、年末年始もあって、それが決まって、いざそれでかかって、実際、じゃ測量にかかって、要は公募ができるというのが、先般のお話しでは平成25年4月から5月には質疑があって、審査の書類があってというような話ですよ。細かいことはちょっとあれでしたけども、そういう一連の流れで、今やっていることがおこなわれていないかということをお話して確認させていただきたい。実際、予定をされている平成25年の4月の公募をするまでに、そういういわゆる公募プロポーザルを図るまでの準備段階が今、予定通り行われていて、これはこの前の11月30日の委員会でご説明があったようにおりに、今、進んでいるのかということをお話して確認させていただきたい。

**赤井委員長** 部長。

**中嶋教育部長** 中嶋でございます。

ただいま朝岡委員のご質問でございますけれども、業者選定につきましては、業者選定委員会等も開催いただきまして進めておりまして、ほぼ予定通り業者を選定し、測量、解体の

設計を終える予定でございます。

**赤井委員長** 朝岡委員。

**朝岡委員** じゃ、その業者が決まり、測定の設計をされて、それに基づいて今度、実際、作業が進んでいくということで、実際、本来の給食センター建設に当たる基本設計等は、プロポーザル方式で足りるということについては、新年度の4月のおっしゃられた予定で十分間に合っていくと、こういう今ご答弁であったと思いますけども、よろしいわけですね、それで。

(「はい」の声あり)

**朝岡委員** はい、じゃ終わります。以上です。

**赤井委員長** ほかに。

春木委員。

**春木委員** 前回、当委員会にその給食センターを建てるというハードの問題と、それから後々の運営ですね、特に調理業務のほかにもあるかもわかりませんが、民間に委託するかどうかと。大体今の線では、それを視野に入れながら検討に入ると、こういうことで提案をいただいていると思うんです。もう既に調理人さんなんか、退職等々でということ。ぜひやはり同時にそういう、例えば、地産地消を推進する問題であったり、アレルギー食の対応をより徹底していくためであったりとか、その辺と調理業務をどうするかという問題は連携した、私は連動した問題というふうに考えているわけですし、特に現状、2つに分かれて実際の業務が日々行われているわけですけども、正規の職員さん、特に実際に栄養士さんなり、調理人さんでやっておられる、その辺、どんなその苦労があり、いろんなどういふ実態でなされているかということについて、1ついろんなこととお話しを聞いたり、勉強させてもらうということが後々かなり役に立ってくるんじゃないかと。よその施設には、この委員会としても何回か研修に行かせてはもらっているんですけどね。この間も全員で松本市の方にも全員研修として行ってはいるわけですけど、実際の葛城市で日常行われている業務がどんなふうなのか、どういふことで臨めばいいのかということのためには、そういうことが必要ではないかなと私は感じるんです。ぜひそんな機会を。もうすぐ冬休みに入る。これ、もう忙しくされているときでは、とてもではないけどそんな時間はとっていただけないと思うので、ぜひご面倒でしょうが、そういった勉強会みたいなものをしていただきたいというふうに、今思うところです。

**赤井委員長** 今、春木委員が申されました件ですが、このことについて、委員会としても一応教育委員会等に相談を持ちかけて、また検討してまいりたいと、かように思っております。では、その点、よろしく願いいたします。

ほかにございませんか。

西井委員。

**西井委員** そしたら、学校給食の、とりあえず設計業者を選択して設計するというので、今まで春木委員おっしゃったように、その設計の中で用地の設計だけで建物の設計はまだやな。ちょっと聞き損のうたかどうかあれやから、ちょっとその辺。

**赤井委員長** 部長。

中嶋教育部長 建物の設計につきましては、平成25年4月からプロポーザル方式でやらせていただくように予定しております。

赤井委員長 西井委員。

西井委員 とりあえず、その場所の設計、先ほど朝岡委員がおっしゃったように、おくれないようにやってもらって、また、建物などまた設備の設計状況になつては春木委員おっしゃったように、ソフト面でも考えながら、アレルギー体質対応やら、いろんなことを慎重にやってもらいたいと、かように思います。どうかよろしくお願いします。

赤井委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 ないようであれば、本件につきましては、本日はこの程度にとどめたい。

西井委員 ちょっと済みません、先ほどの続きをこれからちょっと聞かせてもろてもよろしいですか。

赤井委員長 いや、いや、それはちょっと後日にしてください。

続きまして、新庄小学校附属幼稚園の建替えについてを議題といたします。

本件につきましても、現在の進捗状況について報告を願うわけですが、若干の計画の変更があるようでございますので、その点も含めて報告を願います。

部長。

中嶋教育部長 教育部長の中嶋でございます。

ただいま委員長のおっしゃいました、新庄幼稚園の改築の件でございます。新庄幼稚園改築につきましては、当初、現在の運動場の場所に2階建ての園舎を建築し、その後、旧園舎を解体して、そこを運動場にするという案で計画を進めてまいりました。ところが、敷地の東側に隣接する土地を工事期間中お借りできることとなり、計画の変更を検討いたしておりましたところ、その土地を長期間にわたりお借りできることとなり、加えて、お借りした土地に建物の建設も可能となり、それを受けまして計画の見直しを行い、正面入口を新庄小学校側の北側とし、平屋建てとする基本プランを7月3日の当総務文教常任委員会でご承認いただきました。当初は開発許可も必要ない建物でございましたが、面積がふえたことにより、計画変更に加えて、開発許可の申請を伴うこととなり、設計等の作業に時間がかかり、設計の完成が本年末にずれ込んでまいりました。また、工事費につきましても、建築面積の増加や土地の造成費用等が出てまいりましたので、今回、補正とその予算の次年度への繰り越しをお願いすることといたしております。

以上でございます。

赤井委員長 ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 ないようであれば、本件につきましても、本日はこの程度にとどめたいと思います。

お諮りいたします。葛城市学校給食センターについて及び新庄小学校附属幼稚園の建替えについては、事業の進捗に伴い随時委員会を開催し、審査を必要とすることから、議長に対し、それぞれ閉会中の継続審査の申し出をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**赤井委員長** ご異議なしと認めます。よって、葛城市学校給食センターについて及び新庄小学校附属幼稚園の建替えについては、議長に対し、それぞれ閉会中の継続審査の申し出をいたします。

最後に、葛城市職員採用事務に関する調査についてを議題といたします。

前回の委員会において、委員の皆さんからそれぞれ4つの調査項目について質問事項並びに資料の請求について、書面での提出をお願いいたしましたところ、それぞれの委員からご意見をお預かりしました。しかし、本件については、質疑の内容や答弁のあり方などについては個人情報に関する内容に踏み込むおそれも十分考えられること、さらに、人権問題にも及ぶ危険性がございますので、質問の内容や委員会の進め方などについて、委員の皆さんと十分に協議した上で委員会に臨んでまいりたいと思っておりますが、このことについてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**赤井委員長** ご異議なしと認めます。それでは、そのように進めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

なお、本件につきましては、決議事項として閉会中にもなお調査を行うことができる旨の決議をいただいておりますことから、閉会中の継続審査の手続は行いませんので、ご了承願います。

本件につきましては、本日はこれまでといたします。

以上で、本日の審査事項は全て終了いたしました。

ここで、委員外議員からの発言の申し出があれば、許可いたします。

白石議員。

(白石議員の発言あり)

**赤井委員長** ほかに。

(「なし」の声あり)

**赤井委員長** ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

本日の付託議案の審査並びに所管事項の調査についてご議論いただき、本当にありがとうございます。

これをもちまして、総務文教常任委員会を閉会いたします。

どうもありがとうございます。

閉 会 午前11時17分

委員会条例第27条の規定によりここに署名する。

総務文教常任委員会委員長 赤 井 佐太郎